

## 新庁舎の敷地内禁煙を要望する陳情

近年、長年にわたる疫学的追跡調査結果が次々と公表され、喫煙者から非喫煙者に及ぼす健康被害が科学的根拠を持って明らかになっています。これまで厚労省が「受動喫煙との因果関係が十分」と判定していた病気は、肺がん、脳卒中、心筋梗塞、小児では喘息との関連、赤ちゃんでは乳幼児突然死症候群のリスクを高める等でした。加えて昨年、受動喫煙による国内年間死亡者は、約1万5000人というショッキングな数字が厚労省研究班から報告されました。

今年になっても、日本人を対象にした研究成果が、次々と新聞紙上に取り上げられています。受動喫煙による肺がん発症リスクは1.3倍（国立がんセンター）、受動喫煙で大動脈が突然裂ける「大動脈解離」や「大動脈瘤」で死亡するリスクは2.35倍（筑波大チーム）。

このように受動喫煙の健康への影響が、科学的根拠をもって国民に知らされるようになった現在、市民の受動喫煙への意識はかなり変わってきました。以前は、あまり気にならなかった他人のタバコが、今は非常に不快なものになっています。タバコから立ち上る副流煙のほうに吸い込む煙より有害物質を多く含んでいること、煙を直接あびなくても臭いの中に有害物質が含まれていること、タバコを吸い終わった人の吐く息からも服からも有害物質が出されていること、国民（清瀬市民）はその事実を知っています。

新庁舎の建物内禁煙は当然のことですが、6月の新庁舎建設特別委員会議事録では、1階部分と屋上の2か所に喫煙場所を設ける案が書かれていました。新庁舎の周囲には緑地も整備され、本庁舎には飲食・交流スペースやATMも設置されるということです。本庁舎から健康センターへのアクセスも改良され、市役所の利用はこれまでとは違ってくるはずですが、屋外の利用も同様、木陰でお喋りする人、待ち時間、外で子どもを遊ばせる人など多様化するはずですが、このような環境下、たとえ屋外であっても、市民用喫煙所と職員用喫煙所から流れてくる煙や臭い、吸っている姿を目にすることで、多くの市民は不快感をいだくでしょう。健康増進法第25条で「施設を管理する者に対し、受動喫煙を防止する措置をとる義務」が課せられています。今後の受動喫煙防止対策の基本的な方向性として、厚生労働省局長通知は「屋外であっても子どもの利用が想定される公共的な空間では、受動喫煙防止のための配慮が必要」と指摘しています。

本年1月30日、神奈川県藤沢市は、建設中の新庁舎について、そこまでしなくてもという意見があるなか、敷地内全面禁煙とする方針を明らかにしました。

伝統ある呼吸器専門病院があることを誇りにしている清瀬市です。市長が「都市格の高いまち」を叫んでいる清瀬市です。都市格が高いとは、人（職員、議員、市民）の品格が高いという意味だと私たちは思っています。藤沢市にできることが清瀬市にできないことはないはずですが、

是非、“さすが清瀬市”と、マスコミに取り上げられるようなご英断をお願いいたします。

平成 29年 8月 25日

清瀬市議会議長

西 畑 春 政 殿

陳情者

住所（事務所） 清瀬市元町1-8-20, エスタ清瀬 403  
市民の健康をまもる会

氏名 大 森 正 子